

平成 25 年 2 月 20 日

第 4 回中小企業における個人保証等のあり方研究会

## 事業者（債務者）からみた個人保証制度について

全国商店街振興組合連合会  
副理事長 菊 地 恒

## 現 状

- 個人保証制（連帯保証制度）は商店経営者、商店街役員に不安

## （商店）

- 個人保証は経営者本人に留まらず、親族等まで及ぶ。

## （商店街）

商店街振興組合は環境整備を通じ公共の福祉に寄与

アーケード、駐車場、街路灯等の共同施設を建設、設置

→その際に高度化資金を活用し連帯保証人に

連帯保証人は理事長と副理事長等、或いは理事全員と、役員が責任を背負っている。

高度化資金返済の中

- ・ バブル崩壊、リーマンショック、デフレ等による経済の長引く低迷
- ・ 大規模小売店舗の出店、大規模小売店舗の撤退等により地域環境は大きく変化

↓

経営不振等により組合員の閉店の増加

## 問 題

## （商店）

- 個人保証は親族等に及ぶため閉店を早める要因ともなっている。
- 後継者（跡継ぎ）の足枷になっている。

## （商店街）

- 閉店、経営不振により組合員の脱退が進み高度化資金返済は、既存組合員の負担・不安が増大し、連帯保証人は重責となっている。
- 商店街役員を退任しても連帯保証人の責務を負う。
- 商店街役員の引き受けて手がなくなる。
- 商店街に新しいリーダー役が生まれなくなる。
- 老朽化した共同施設の建替え、新たな共同施設の取り組みが停滞する。
- 新規組合員の加入が阻害される。
- 組合運営を難しくしている。

## 意見・要望

### (商店)

- 個人保証人の支払い能力を超える保証の禁止等の保証人保護の制度化ができないか。
- 一部の金融機関しか実施されていない停止条件付個人保証の一層の普及を図る。
- 金融機関だけに頼らずに事業の成長性や将来性等を評価する仕組みづくりができないか。
- 中小企業者の長期的な再生の仕組みの強化を図れないか。

### (商店街)

- 外的要因により経営環境が大きく変化した場合(変化している場合)に、個人保証・連帯保証は特例措置(減免措置)がとれないか。
- 公共に資する環境整備事業は、個人保証(連帯保証)を求めないようにできないか。
- 信用保証を代替える制度(負担金徴収や保険制度)の創設を検討されたい。
- 組合に対する個人保証は免除できないか。